

## 休校、廃校の取扱いについて

(平成 22 年 2 月 25 日教育委員会会議)

### 1 趣旨

学校施設の計画的活用を図るため、休校及び廃校の取扱いについての基準を設けるもの

#### (1) 休校、廃校措置の基準について

保護者や地域住民等、協議の中で決定していくもの  
「休校」については、当面の措置とする。

#### (2) その後の取扱いについて

将来的な財産管理面から、休校後 5 年を経過した時点で、学校用途の有無を確認する。これが見込めない学校については、その後 5 年を目途に、廃校の手続きを行い、適正な財産管理を図る。ただし、離島を除く。

また、この間、住民とも十分協議を図りながら、施設の転用の有無、活用に伴う費用対効果、地理的条件等も検証していく。

#### (3) 法的整備及び活用の検討

ア 休校中の学校の廃止手続き→普通財産

イ 学校施設活用事業（仮称）

目的：用途廃止施設を有効活用するため、地元要望等を踏まえながら、  
ソフト・ハード両面からの事業展開や民間活用（貸付・売却）を検討  
するもの

《プロジェクトチームの設置》

総合政策部（政策推進・地域政策・各総合支所地域振興・財政・コミュニティ）

総務部（総務・危機管理・用地管財）

健康福祉（高齢障害・こども支援）

農林経済（商工・観光・農業振興・林業振興・水産港湾）

教育委員会（総務・学校教育・生涯学習・スポーツ振興）

例 1：老朽施設：計画的取壊し→住民の安全確保、貸付・売却（資産運用）

※優先順位=木造校舎（危険建物）及び借地

例 2：廃校施設：集会所、体験宿泊施設など

## 2 学校施設活用に向けての背景について

### (1) 学校の適正化への取組み

【岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針】(平成 21 年 2 月策定)

#### 4 学校の適正化の取組みにおける留意事項

##### (4) 学校施設の有効活用

学校として用途が見込めない施設については、安全性を考慮した上で、コミュニティ施設・文化施設・避難施設・福祉施設等への転用や地域住民の心身の支えとなるようなソフト面からの事業展開が図られるように検討するものとする。

また、公共の用に供することが見込めない施設は、民間等への貸付又は売却を検討するものとする。

### (2) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成 20 年 6 月 18 日付け 20 文科施第 122 号)

国庫補助金等の交付を受けた学校施設の有効活用を図るため、国庫納付金免除範囲の拡大や手続きの簡素化が図られた。

資料 2 のとおり

### (3) 会計実地検査(平成 22 年 2 月 1 日～5 日)

資料 3 のとおり

## 3 岩国市の休校、廃校の管理及び活用状況

資料 1 のとおり

### [管理状況]

#### (1) 行政財産(市有地及び借地の学校用地)

- ・有償借地契約・・・32 件 ※休校中(六呂師中など)の施設あり。
- ・契約未締結(無償)・・・調査中(例:川下小学校運動場)

#### (2) 普通財産(廃校施設)

- ・老朽施設・・・旧河内中学校校舎(解体費用約 10,000 千円/平成 21 年度経済危機対策臨時交付金)など
- ・未利用地・・・旧叶木分校跡地など(平素は、地元のボランティア活動で草刈等が行われている。高齢化により、市が雑木等の伐採処理/H20 年度)

## (参考) 休校、廃校の制度について

### ○廃校について

【学校教育法施行令】(昭和 28 年政令第 340 号)

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

第 25 条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(第 5 号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。)について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 設置し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとするとき。
- (3) 名称又は位置を変更しようとするとき。
- (4) 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- (5) 二部授業を行おうとするとき

### ○休校について

【学校保健安全法】(昭和 33 年法律第 56 号)

(臨時休業)

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

### 【学校基本調査質疑応答集】

#### I 学校調査

##### 1 学校関係

(問 1) 5 月 1 日現在、廃校(園)あるいは休校(園)となっている学校は調査の対象となるのでしょうか。対象となった場合は、報告義務者を誰にすればいいでしょうか。

(答) (略)

また、5 月 1 日現在、休校(園)となっている学校は、正規の廃止手続が完了していない限り、すべて調査の対象とします。この場合の報告義務者は校長ですが、校長が不在の場合は廃校(園)と同様、都道府県知事は報告義務者を指定して調査することになります。

##### ☆ 用語解説

休校(休園)等・・・学校基本調査の基準日である5月1日現在において、在学者がいない学校

## 休校後の施設管理状況

H22.2.25現在

学校名	休校年度	地域	建築年度	構造	所管課	活用状況
						内容
六呂師小学校	S62	岩国	S29	W	総務課	地域住民に開放、選挙
六呂師中学校	S63	岩国	S26	W	総務課	地域住民に開放、選挙
端島中学校	H3	岩国	S55	R	総務課	小学校と併設
黒島中学校	H5	岩国	S55 S55	R R(屋体)	総務課	地域住民に開放
黒島小学校	H6	岩国	S55 S55	R R(屋体)	総務課	地域住民に開放
通津小学校通西分校	H9	岩国	S54	R	総務課	民族芸能団体等に使用許可
柱野中学校	H11	岩国	S26	W	総務課	太鼓等の団体が使用 市の倉庫として使用
乙瀬小学校	H13	岩国	H5	R	総務課	市の倉庫として使用 地域住民に開放
本谷小学校	H13	本郷	S27 S54	W S(屋体)	本郷支所	教室…老人クラブ等 体育館…神楽等
宇佐小学校	H13	錦	S42	R	錦支所	教室…生き生きサロン 運動場…グランドゴルフ 災害時の指定避難所
大原小学校	H13	錦	H2 S58	W S(屋体)	錦支所	教室…手芸教室 運動場…グランドゴルフ 災害時の指定避難所
広東小学校	H14	錦	S46 S60	R S(屋体)	錦支所	教室…習字教室 体育館…バドミントン、フットサル 運動場…グランドゴルフ、ソフトボール 災害時の指定避難所
深須小学校	H14	錦	S51 H1	R R(屋体)	錦支所	教室…きらくサロン 運動場…グランドゴルフ 災害時の指定避難所
向峠小学校	H14	錦	S62 H5	W S(屋体)	錦支所	教室…しあわせサロン 体育館…剣道 運動場…グラウンドゴルフ 災害時の指定避難所
藤河中学校	H16	岩国	S23	W	総務課	放課後児童教室 市の倉庫として使用 運動場は地元開放
柱島小学校	H20	岩国	S50	R	総務課	中学校併設

※小学校 11校 中学校 5校

※ 構造はR(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨その他造)、W(木造)

## 廃校後の施設管理状況

H22.2.25現在

学校名	廃校年度	地域	所管課	活用状況
旧下畠中学校	S39	美和	美和地域振興課 美和農林建設課	集会所を設置 民間企業に貸付(工場の設置) 農村公園を設置
旧生見中学校	S39	美和	美和地域振興課	民間企業に貸付 消防器具庫を設置
旧秋中中学校	S40	美和	教委美和支所	一部は民間に売却 残りは未使用
旧西黒沢小学校	S40	本郷	本郷地域振興課	未使用
旧坂上中学校	S44	美和	美和地域振興課 こども支援課	未使用 さかうえ保育園を設置
旧向畠小学校	S46	錦	錦地域振興課	未使用
旧府谷小学校	S46	錦	錦地域振興課 錦農林建設課	研修集会所、消防器具庫を設置 農産物加工場を設置
旧玖珂小学校中野口分校	S47	玖珂	玖珂地域振興課	玖珂東部コミュニティセンターを設置
旧持ヶ崎小学校	S48	岩国	コミュニティ課	校舎を集会所として使用
旧野谷小学校	S49	錦	教委錦支所	校舎を集会所として使用
旧高根中学校	S50	錦	錦農林建設課 教育委員会錦支所	若者定住住宅 教職員住宅 市営バス車庫
旧宇佐中学校	S50	錦	錦農林建設課	市営住宅を設置
旧高森中学校	S51	周東	周東地域振興課 こども支援課 教委周東支所	周東幼稚園に貸付(幼稚園園舎を設置) 地元に貸付(集会所を設置) 社会福祉協議会に貸付(駐車場を設置) 保育園を設置 周東中央グラウンドを設置
旧中田中学校	S51	周東	教委周東支所	公民館を設置
旧米川中学校	S51	周東	教委周東支所 周東福祉課 こども支援課	周東米川グラウンドを設置 地元老人会に貸付(老人憩いの家) 保育園を設置
旧川越中学校	S51	周東	教委周東支所	管理棟・トイレ棟を設置
旧祖生中学校	S51	周東	教委周東支所	周東祖生グラウンドを設置
旧須川小高須分校	S52	錦	錦農林建設課	プールを防火水槽として使用
旧深川小学校	S52	錦	錦農林建設課 教委錦支所	除雪車車庫を設置 体育館を市の倉庫として使用 屋内多目的広場を設置
旧樋ノ口小学校	S54	岩国	コミュニティ課 危機管理課	集会所として使用 消防器具庫を設置
旧根笠小学校	S55	美川	教委美川支所 美川農林建設課	美川根笠運動広場を設置 講堂・技術家庭教室を林業機械の倉庫として使用
旧叶木小学校	S57	岩国	コミュニティ課	未使用
旧天尾小学校二鹿分校	S59	岩国	コミュニティ課 スポーツ振興課	集会所を設置 体育館を設置
旧川越小学校	S63	周東	教委周東支所	周北小学校として使用
旧三瀬川小学校	S63	周東	周東地域振興課 教委周東支所	未使用 未使用
旧桧余地小学校	S63	周東	周東地域振興課	校舎跡地を地元に貸付(ふれあい会館を設置) 一部校舎を地元の倉庫として使用 消防器具庫を設置
旧米川小学校	H6	周東	周東地域振興課	民間に売却、一部未使用
旧阿賀小学校	H7	美和	美和農林建設課	ふれあいセンターを設置
旧天尾小学校	H10	岩国	コミュニティ課	地域交流活動等で2団体に貸付
旧河内中学校	H10	岩国	教委総務課	校舎を市の倉庫として使用 運動場の一部を南河内自治会連合会に貸付 体育館を河内小学校屋内運動場として使用
旧北河内中学校	H10	岩国	教委総務課	未使用
旧天尾中学校	H10	岩国	教委総務課	天尾小学校として使用
旧秋掛小学校	H13	美和	教委美和支所	地域住民へ開放
旧北中山小学校	H13	美和	美和地域振興課 教委美和支所	講堂の跡地に北中山交流館を設置 校舎は未使用 運動場は地域住民に開放 未使用
旧生見小学校	H13	美和	教委美和支所	校舎・運動場を地域住民に開放
旧下畠小学校	H13	美和	教委美和支所	校舎・運動場を地域住民に開放
旧長谷小学校	H13	美和	教委美和支所	校舎・運動場を地域住民に開放
旧北門小学校	H13	美和	美和地域振興課	北門ふるさと交流館を設置
旧西畠小学校	H13	美和	教委美和支所	校舎・運動場を地域住民に開放
旧河山小学校	H14	美川	教委美川支所 美川地域振興課	美川体育館・美川河山運動広場を設置 やましろ商工会へ一部貸付
旧上駄床分校場	不明	美和	美和地域振興課	未使用
旧川上小学校	不明	周東	周東地域振興課	民間に売却、一部未使用

※小学校 28校(旧市 5、玖珂 1、本郷 1、周東 5、錦 5、美川 2、美和 9)、中学校 14校(旧市 3、周東 5、錦 2、美和 4)

## 公立学校施設の財産処分手続の大幅な弾力化①

国庫補助を受けて建設された建物等を学校以外に転用したり、売却する場合は、原則として補助金相当額の納付などにより文部科学大臣の承認を得るための財産処分手續が必要。

根拠:『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』第22条

### 問題点

- 遊休施設を有効活用できない
- 民間事業者による廃校校舎を有効活用した地域活性化ができない
- 廃校校舎の有効活用ができないため、学校統合の支障となる
- 数年後に学校統合や廃校の可能性があると、耐震補強や大規模改造が実施できない



財産処分手続の大幅な弾力化を図り、ほとんどのケースにおいて国庫納付金を免除



廃校校舎等の有効活用が図られるため、  
地域活性化、学校統合、耐震化等の推進に資する

## 公立学校施設の財産処分手続の大幅な弾力化②

以下の条件のいずれかを満たせば国庫納付金を免除  
(平成20年6月18日付け文教施設企画部長通知より)

### 国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を

- ①無償により転用・貸与・譲渡・取壊し(相手先を問わない) <報告で可>
- ②国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、民間事業者等へ有償により貸与・譲渡

### 国庫補助事業完了後10年未満の建物等を

- ①耐震補強事業又は大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る。)を実施した建物を無償により転用・貸与・譲渡・取壊し
- ②大規模改造事業(上記①を除く。)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ず行う無償による転用・貸与・譲渡・取壊し  
(例)新增改築後10年以上経過していれば、同じ建物に対し、5年前に実施した大規模改造事業分についても国庫納付金免除)
- ③地域再生計画、市町村合併により、学校統合等を行う場合に、無償により転用・貸与等
- ④幼稚園園舎の一部等を無償により転用・貸与・譲渡し、保育所又は認可外保育施設を設置し、認定こども園となるもの。 <報告で可>
- ⑤災害等により取壊し等 <報告で可>

平21教政第3549号  
平成22年(2010年)2月12日

各市町教育委員会教育長様

山口県教育委員会教育長

### 国庫補助金等の交付を受けた学校施設に係る 財産の管理及び処分の適正化等について

国庫補助金等の交付を受けた学校施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日付け文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)等に基づき、適切に財産の管理及び処分を行う必要があります。

しかしながら、先般、本県において実施された会計実地検査において、廃校・休校施設について、補助目的外転用時期(財産処分日)の誤認識や文部科学省への事前報告義務の不徹底など、関係諸法令等に照らして不適正な財産処分が明らかになりました。

つきましては、下記の点を踏まえ、財産の管理及び処分の適正化並びに事務執行体制の整備に万全を期し、具体的な措置を講じるようお願ひいたします。

また、廃校・休校施設の一層の有効活用や、地域・学校連携施設の整備目的に即した活用についても、あわせてお願ひいたします。

#### 記

##### 1 財産の管理及び処分の適正化

財産処分に当たっては、地域の実情等を十分踏まえた上で意思決定を行い、県及び国と事前に十分協議するとともに、関係諸法令等に従って適切に財産処分手続きをに行うなど、適正に財産の管理及び処分を行うこと。

##### 2 事務執行体制の整備

担当職員はもとより、管理監督の地位にある者はその職責を十分に踏まえ、部下職員の指導を徹底するとともに、決裁における十分な審査など内部チェック体制の強化を図り、公正・適正な事務執行体制を整備すること。